

出水市発注建設工事入札参加者の皆様へ

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第12条の規定により令和7年12月12日以降に指名通知又は入札公告を行う全ての建設工事の入札について、建設業者は、入札の際に提出する「工事費内訳書」(入札金額の内訳書)に材料費、労務費、及び当該公共工事に従事する労働者による適切な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるもの、その他当該公共工事の施工のために必要な経費を記載することが義務付けられました。

本市発注工事の入札に参加の際は、下記の点に注意して提出してください。

記

- 1 「工事費内訳書」の見積金額は、入札額を記載してください。
※ 適正な労務費の確保を目的として、直接工事費が一定水準以上か確認（「労務費ダンピング調査」という。）を行うため、見積金額と入札額は、同じ金額を記載してください。
- 2 「工事費内訳書」は、電子入札の場合は入札書に添付して、紙入札の場合は入札書と同封して提出してください。
- 3 「工事費内訳書」は、別添の記載例を参考に、閲覧設計書に基づき積算体系のレベル2「工種」まで記載してください。
- 4 当面の間、労務費等について算出が困難な場合においては、全てを計上できない場合「算出不能」、「計上不能」等、一部のみ計上できない場合、計上可能な分のみを記載し、「一部のみ計上」等、その旨が分かるように記載し、提出することを認めます。

＜労務費等について算出が困難な場合の記載例＞

項目	金額
材料費	〇〇〇（一部のみ計上）
労務費	算出不能

- 5 提出された「工事費内訳書」は、以下のとおり取り扱います。
 - (1) 提出された「工事費内訳書」は、返却しません。
 - (2) 提出された「工事費内訳書」は、入札関係書類（公文書扱い）として保管します。
 - (3) 本市の指示による修正等を除き、提出された「工事費内訳書」の引換え、変更又は撤回（取消）は認めません。
 - (4) 提出された「工事費内訳書」は、必要に応じ公正取引委員会及び警察本部に提出する場合があります。